

労働者派遣事業報告書に添付される労使協定書の賃金等の 記載状況について（一部事業所の集計結果（令和2年度））

【集計の概要】

労働者派遣法第23条により派遣元事業主に提出を求めている「労働者派遣事業報告書」(※1)及び当該報告書に添付された労使協定書(※2)から、一部事業所を抽出して集計を行ったもの。

※1 労働者派遣事業報告書：「労働者派遣法」では派遣元事業主に對し、それぞれの事業年度ごとの運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている。

※2 本集計は、令和2年6月1日時点で有効な労使協定書等について集計したもの。

〔抽出方法〕

- ・職業全体の集計：労働者派遣事業報告書（令和元年6月1日現在の状況）の提出のあった約4万事業所から、400事業所を企業規模別に層化無作為抽出。
- ・職業(業務)別の集計：各業務ごとに、労働者派遣事業報告書（令和元年6月1日現在の状況）に当該業務の実績がある事業所の全数を母集団とし、企業規模別に無作為抽出。なお、各業務ごとのサンプルサイズは、当該事業報告の賃金額の標準偏差から必要サンプルサイズを算出し、それ以上になるよう設定している。

1 選択している待遇決定方式

選択している待遇決定方式	選択の割合 (N=328)
派遣先均等・均衡方式	8.2%
労使協定方式	87.8%
併用	4.0%

(注1) 「派遣先均等・均衡方式」は、労働者派遣法第30条の3に基づく待遇決定方式、「労使協定方式」は、同法第30条の4に基づく待遇決定方式をいう。

(注2) 「選択している待遇決定方式」については、労働者派遣事業報告書(令和2年6月1日時点)において、

- ①「協定対象派遣労働者」の人数が空欄又は「0」と記載されている場合に「派遣先均等・均衡方式」を選択している事業所としている。
- ②「協定対象派遣労働者」の人数が計上されている場合に「労使協定方式」を選択している事業所としている。
- ③「派遣労働者」全体の人数と「協定対象派遣労働者」の人数に差がある場合、待遇決定方式を「併用」している事業所としている。

2 労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（令和2年度）（全国計100.0）

抽出された事業所の各労使協定書に記載される賃金の額（基準値0年）の下限額を集計したものであり、実際に派遣労働者に支払われる賃金額を計上したものではないことに留意。（例えば、協定書上「1,000円～」など幅をもった書き方の場合には、「1,000円」として集計している。）

労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（全国計100.0）

(参考)

(円)

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平均 値	賃金構造基本統計調 査①と職業安定業 務統計②等の使用 割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額（時給換算）の基準 値（0年）（令和2年度適用）
01管理的公務員	—	—	—	—	①：— ②：—	01管理的公務員 1,130
02法人・団体の役員	—	—	—	—	①：— ②：—	02法人・団体の役員 1,560
03法人・団体の管理職員	—	—	—	—	①：— ②：—	03法人・団体の管理職員 1,509
04その他の管理的職業	—	—	—	—	①：— ②：—	04その他の管理的職業 1,297
05研究者 N=56	1,372円	1,862円	1,243円	129円	①：0% ②：100%	05研究者 1,243 051研究者 1,243
06農林水産技術者	—	—	—	—	①：— ②：—	06農林水産技術者 1,075
07開発技術者 N=77	1,267円	1,580円	1,235円	36円	①：0% ②：100%	07開発技術者 1,235 071食品開発技術者 1,148 072電気・電子開発技術者等 1,259 073機械開発技術者 1,220 074自動車開発技術者 1,231 075輸送用機器開発技術者 1,150 076金属製錬・材料開発技術者 1,186 077化学品開発技術者 1,252 079その他の開発技術者 1,219
08製造技術者 N=73	1,250円	1,573円	1,232円	35円	①：4% ②：96%	08製造技術者 1,232 081食品製造技術者 1,088 082電気・電子製造技術者等 1,283 083機械製造技術者 1,184 084自動車製造技術者 1,137 085輸送用機器製造技術者 1,134 086金属製錬・材料製造技術者 1,160 087化学品製造技術者 1,175 089その他の製造技術者 1,133
09建築・土木技術者等 N=67	1,445円	2,399円	1,382円	62円	①：0% ②：100%	09建築・土木技術者等 1,382 091建築技術者 1,365 092土木技術者 1,436 093測量技術者 1,162
10情報処理・通信技術者 N=117	1,344円	1,946円	1,292円	58円	①：36% ②：64%	10情報処理・通信技術者 1,292 101システムコンサルタント 1,290 102システム設計技術者 1,322 103プロジェクトマネージャー 1,564 104ソフトウェア開発技術者 1,293 105システム運用管理者 1,232 106通信ネットワーク技術者 1,269 109その他の情報処理技術者等 1,234
11その他の技術者 N=52	1,286円	1,639円	1,224円	62円	①：0% ②：100%	11その他の技術者 1,224 119その他の技術者 1,224
12医師、薬剤師等 N=62	1,824円	2,070円	1,800円	41円	①：23% ②：77%	12医師、薬剤師等 1,800 121医師 4,676 122歯科医師 2,211 123獣医師 1,605 124薬剤師 1,755

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平 均値	賃金構造基本統計調 査①と職業安定業 務統計②等の使用 割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準 値(0年)(令和2年度適用)	
13保健師、助産師等 N=74	1,322円	1,800円	1,276円	26円	①: 18% ②: 82%	13保健師、助産師等	1,276
						131保健師	1,303
						132助産師	1,448
						133看護師、准看護師	1,274
14医療技術者	—	—	—	—	①: — ②: —	14医療技術者	1,267
15その他の保健医療 N=58	1,127円	1,297円	1,128円	12円	①: 12% ②: 88%	15その他の保健医療	1,128
						151栄養士、管理栄養士	1,075
						152あん摩マッサージ指圧師等	1,209
						153柔道整復師	1,264
						159他に分類されない保健医療	1,136
16社会福祉の専門的職業 N=64	1,143円	1,230円	1,153円	11円	①: 16% ②: 82%	16社会福祉の専門的職業	1,153
						161福祉相談・指導専門員	1,159
						162福祉施設指導専門員	1,106
						163保育士	1,126
						169その他の社会福祉の職業	1,224
17法務の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	17法務の職業	1,295
18経営・金融等の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	18経営・金融等の職業	1,310
19教育の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	19教育の職業	1,156
20宗教家	—	—	—	—	①: — ②: —	20宗教家	1,141
21著述家、記者、編集者 N=69	1,198円	1,563円	1,187円	11円	①: 0% ②: 100%	21著述家、記者、編集者	1,187
						211著述家	1,224
						212記者	1,189
						213編集者	1,165
22美術家、デザイナー等 N=80	1,150円	1,458円	1,141円	14円	①: 3% ②: 97%	22美術家、デザイナー等	1,141
						221彫刻家	-
						222画家、書家、漫画家	1,073
						223工芸美術家	-
						224デザイナー	1,155
						225写真家、映像撮影者	1,065
23音楽家、舞台芸術家 N=69	1,178円	1,599円	1,177円	15円	①: 0% ②: 87% 独自: 5%	23音楽家、舞台芸術家	1,177
						231音楽家	-
						233俳優	-
						234プロデューサー、演出家	1,189
						235演芸家	-
24その他の専門的職業 N=82	1,202円	1,946円	1,168円	24円	①: 3% ②: 97%	24その他の専門的職業	1,168
						241図書館司書	1,130
						242学芸員	1,104
						243カウンセラー	1,265
						244個人教師	1,138
						245職業スポーツ家	1,066
						246通信機器操作員	1,084
						249他に分類されない専門	1,232
25一般事務員 N=183	1,053円	1,623円	1,026円	22円	①: 0% ②: 100%	25一般事務員	1,026
						251総務事務員	1,075
						252人事事務員	1,235
						253企画・調査事務員	1,232
						254受付・案内事務員	1,034
						255秘書	1,210
						256電話応接事務員	1,100
						257総合事務員	1,000
						258医療・介護事務員	950
						259その他の一般事務の職業	1,093

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平 均値	賃金構造基本統計調 査(①)と職業安定業 務統計(②)等の使用 割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準 値(0年)(令和2年度適用)
26会計事務員 N=110	1,132円	1,260円	1,131円	5円	①: 0% ②: 100%	26会計事務員 1,131 261現金出納事務員 1,036 262銀行等窓口事務員 980 263経理事務員 1,118 269その他の会計事務の職業 1,244
27生産関連事務員 N=105	1,114円	1,524円	1,098円	18円	①: 0% ②: 100%	27生産関連事務員 1,098 271生産現場事務員 1,123 272出荷・受荷係事務員 1,057
28営業・販売関連事務員 N=112	1,142円	1,231円	1,135円	6円	①: 0% ②: 100%	28営業・販売関連事務員 1,135 281営業・販売事務員 1,117 289その他の営業・販売事務 1,225
29外勤事務員 N=62	1,114円	1,180円	1,105円	3円	①: 0% ②: 100%	29外勤事務員 1,105 291集金人 1,105 292訪問調査員 1,297 299その他の外勤事務の職業 1,064
30運輸・郵便事務	—	—	—	—	①: — ②: —	30運輸・郵便事務 1,194
31事務用機器操作の職業 N=116	1,065円	1,344円	1,048円	16円	①: 2% ②: 98%	31事務用機器操作の職業 1,048 311パソコン操作員 1,068 312データ入力係員 1,026 313コンピュータ操作員 1,101 319その他の事務用機器操作 1,040
32商品販売の職業 N=75	1,103円	1,305円	1,086円	22円	①: 12% ②: 88%	32商品販売の職業 1,086 321小売店主・店長 1,268 322卸売店主・店長 1,371 323小売店販売員 1,075 324卸売・商品実演販売員 1,157 325商品訪問・移動販売員 1,098 326再生資源回収・卸売人 1,185 327商品仕入営業員 1,227
33販売類似の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	33販売類似の職業 1,252
34営業の職業 N=85	1,239円	1,842円	1,227円	10円	①: 0% ②: 100%	34営業の職業 1,227 341飲食料品販売営業員 1,183 342化学品販売営業員 1,185 343医薬品営業員 1,211 344機械器具販売営業員 1,177 345通信・情報システム営業員 1,268 346金融・保険営業員 1,168 347不動産営業員 1,309 349その他の営業の職業 1,230
35家庭生活支援サービス N=37	1,116円	1,126円	1,117円	1円	①: 0% ②: 100%	35家庭生活支援サービス 1,117 351家政婦(夫)、家事手伝 1,134 359その他の家庭生活サービス 1,099
36介護サービスの職業 N=85	1,055円	1,141円	1,048円	7円	①: 9% ②: 91%	36介護サービスの職業 1,048 361施設介護員 1,022 362訪問介護職 1,169
37保健医療サービス N=67	950円	1,100円	939円	11円	①: 8% ②: 89%	37保健医療サービス 939 371看護助手 913 372歯科助手 961 379その他の保健医療サービス 953
38生活衛生サービス N=61	1,051円	1,132円	1,076円	2円	①: 14% ②: 86%	38生活衛生サービス 1,126 381理容師 1,293 382美容師 1,117 383美容サービス職 1,080 384浴場従事人 1,007 385クリーニング職 993 389その他の生活衛生サービス 964

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平 均値	賃金構造基本統計調 査(①)と職業安定業 務統計(②)の使用 割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準 値(0年)(令和2年度適用)
39 飲食物調理の職業 N=81	1,115円	1,168円	1,149円	5円	①: 17% ②: 83%	39 飲食物調理の職業 391 調理人 1,149 392 パーティンダー 1,186
40 接客・給仕の職業 N=80	1,165円	1,255円	1,201円	4円	①: 9% ②: 85%	40 接客・給仕の職業 401 飲食店主・店長 1,201 402 旅館・ホテル支配人 1,305 403 飲食物給仕係 1,617 404 旅館・ホテル・乗物接客員 1,221 405 接客社交係、芸者等 1,051 406 娯楽場等接客員 1,080 409 その他の接客・給仕の職業 1,130 1,148
41 居住施設・ビルの管理 N=52	1,113円	1,255円	1,118円	1円	①: 2% ②: 98%	41 居住施設・ビルの管理 411 マンション管理人等 1,118 412 寄宿舎・寮管理人 1,079 413 ビル管理人 1,254 414 駐車場・駐輪場管理人 1,153 419 その他の居住施設等の管理 1,018 1,176
42 その他のサービス N=63	1,066円	1,100円	1,064円	2円	①: 0% ②: 100%	42 その他のサービス 421 添乗員、観光案内人 1,064 422 物品一時預り人 1,026 423 物品賃貸人 - 424 広告宣伝人 1,024 425 葬儀師、火葬係 1,122 426 トリマー 1,091 429 他に分類されないサービス 940 1,074
43 自衛官	—	—	—	—	①: — ②: —	43 自衛官 -
44 司法警察職員	—	—	—	—	①: — ②: —	44 司法警察職員 1,221
45 その他の保安職業	—	—	—	—	①: — ②: —	45 その他の保安職業 1,024
46 農業の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	46 農業の職業 1,049
47 林業の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	47 林業の職業 1,088
48 漁業の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	48 漁業の職業 1,124
49 生産設備(金属) N=90	1,075円	1,386円	1,056円	21円	①: 0% ②: 100%	49 生産設備(金属) 491 製銃・製鋼製錬設備等 1,056 492 鋳造・鍛造設備 1,042 493 金属工作設備制御・監視員 1,074 494 金属プレス設備 1,049 495 鉄工・製缶設備 1,034 496 板金設備制御・監視員 1,069 497 めっき・金属研磨設備 1,042 498 金属溶接・溶断設備 1,043 499 その他の生産設備(金属) 1,085 1,055
50 生産設備(金属除く) N=91	1,057円	1,260円	1,048円	10円	①: 0% ②: 100%	50 生産設備(金属除く) 501 化学製品生産設備 1,048 502 窯業製品生産設備 1,073 503 食料品生産設備 1,086 504 飲料・たばこ生産設備 1,029 505 繊維・衣服生産設備等 1,021 506 木製製品生産設備等 993 507 印刷・製本設備 1,036 508 ゴム生産設備等 1,047 509 その他の生産設備 1,046 1,079

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平 均値	賃金構造基本統計調 査(①)と職業安定業 務統計(②)等の使用 割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準 値(0年)(令和2年度適用)	
51生産設備(機械) N=74	1,061円	1,439円	1,055円	7円	①: 0% ②: 100%	51生産設備(機械)	1,055
						511一般機械器具組立設備	1,082
						512電気機械器具組立設備	1,025
						513自動車組立設備	1,039
						514輸送用機械器具組立設備	1,106
						515計量計測機器組立設備等	1,076
52金属材料製造等 N=127	1,077円	1,519円	1,078円	9円	①: 4% ②: 96%	52金属材料製造等	1,078
						521製鉄工、製鋼工	1,076
						522非鉄金属製錬工	1,084
						523鋳物製造工	1,060
						524鍛造工	1,130
						525金属熱処理工	1,078
						526圧延工	1,076
						527汎用金属工作機械工	1,063
						528数値制御金属工作機械工	1,059
						531金属プレス工	1,041
						532鉄工、製缶工	1,113
						533板金工	1,100
						534めっき工、金属研磨工	1,035
						535くぎ・ばね製造工等	1,029
						536金属製品製造工	1,051
						537金属溶接・溶断工	1,109
						539その他の金属材料製造等	1,075
54製品製造・加工処理 N=153	1,019円	1,533円	1,003円	13円	①: 6% ②: 94%	54製品製造・加工処理	1,003
						541化学製品製造工	1,051
						542窯業・土石製品製造工	1,061
						543精穀・製粉製造工等	1,012
						544めん類製造工	989
						545パン・菓子製造工	1,010
						546豆腐・こんにゃく製造工等	963
						547かん詰・びん詰製造工等	921
						548乳・乳製品製造工	979
						551食肉加工品製造工	1,049
						552水産物加工工	947
						553保存食品製造工等	962
						554弁当・惣菜類製造工	1,027
						555野菜つけ物工	934
						556飲料・たばこ製造工	1,003
						557紡織工	972
						558衣服・繊維製品製造工	867
						561木製製品製造工	1,003
						562パルプ・紙・紙製品製造工	1,000
						563印刷・製本作業員	1,042
						564ゴム製品製造工	1,014
						565プラスチック製品製造工	1,024
						569その他の製品製造等	1,019

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平 均値	賃金構造基本統計調 査①と職業安定業 務統計②等の使用 割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準 値(0年)(令和2年度適用)
57機械組立の職業 N=166	1,043円	1,463円	1,044円	21円	①: 1% ②: 99%	57機械組立の職業 571一般機械器具組立工 1,044 572電気機械組立工 1,092 573電気通信機械器具組立工 1,020 574電子応用機械器具組立工 975 575電子機械器具組立工等 1,022 576半導体製品製造工 964 577電球・電子管組立工 1,025 578乾電池・蓄電池製造工 937 581被覆電線製造工 1,052 582束線工 956 583電子機器部品組立工 899 584自動車組立工 963 585輸送用機械器具組立工 1,032 586計量計測機器組立工 1,059 587光学機械器具組立工 1,028 588レンズ研磨工・加工工 961 591時計組立工 953 599その他の機械組立の職業 852 1,055
60機械整備・修理の職業 N=95	1,129円	1,599円	1,099円	26円	①: 10% ②: 90%	60機械整備・修理の職業 1,095 601一般機械器具修理工 1,113 602電気機械器具修理工 1,123 603自動車整備工 1,079 604輸送用機械器具整備等 1,118 605計量計測機器修理工等 1,126
61製品検査(金属) N=117	1,028円	1,310円	1,019円	12円	①: 5% ②: 95%	61製品検査(金属) 1,019 611金属材料検査工 1,009 612金属加工・溶接検査工 1,022
62製品検査(金属除く) N=118	992円	1,141円	989円	6円	①: 0% ②: 100%	62製品検査(金属除く) 989 621化学製品検査工 1,067 622窯業製品検査工 1,091 623食料品検査工 1,014 624飲料・たばこ検査工 999 625紡織・衣服製品検査工等 889 626木製製品・パルプ検査工等 955 627印刷・製本検査工 956 628ゴム製品検査工等 949 629その他の製品検査の職業 1,010
63機械検査の職業 N=116	1,035円	1,686円	1,036円	5円	①: 0.3% ②: 99.7%	63機械検査の職業 1,036 631一般機械器具検査工 1,069 632電気機械器具検査工 996 633自動車検査工 1,054 634輸送用機械器具検査工 1,099 635計量計測機器検査工等 1,013
64生産関連・生産類似 N=93	1,126円	1,355円	1,120円	16円	①: 8% ②: 92%	64生産関連・生産類似 1,120 641塗装工 1,115 642画工、看板制作工 1,082 643製図工 1,136 644パタンナー 1,006 649その他の生産関連等 1,063
65鉄道運転の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	65鉄道運転の職業 998
66自動車運転の職業 N=37	1,156円	1,355円	1,226円	20円	①: 24% ②: 76%	66自動車運転の職業 1,226 661バス運転手 1,138 662乗用自動車運転手 987 663貨物自動車運転手 1,294 669その他の自動車運転の職業 1,212
67船舶・航空機運転	—	—	—	—	①: — ②: —	67船舶・航空機運転 1,294

職業分類 (サンプルサイズ)	平均額	最大値	中央値	一般賃金水準 との差額の平均 値	賃金構造基本統計調 査①と職業安定業 務統計②等の使用 割合	職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした 一般基本給・賞与等の額(時給換算)の基準 値(0年)(令和2年度適用)
68その他の輸送の職業 N=33	1,114円	1,245円	1,105円	5円	①: 0% ②: 100%	68その他の輸送の職業 1,104 681車掌 947 682駅構内係 933 683甲板員、船舶機関員 1,271 684フォークリフト運転作業員 1,105 689他に分類されない輸送 1,083
69定置・建設機械運転	—	—	—	—	①: — ②: —	69定置・建設機械運転 1,213
70建設躯体工事の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	70建設躯体工事の職業 1,263
71建設の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	71建設の職業 1,185
72電気工事の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	72電気工事の職業 1,139
73土木の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	73土木の職業 1,194
74採掘の職業	—	—	—	—	①: — ②: —	74採掘の職業 1,234
75運搬の職業 N=40	1,102円	1,187円	1,110円	6円	①: 0% ②: 100%	75運搬の職業 1,110 751郵便集配員、電報配達員 993 752港湾荷役作業員 1,075 753陸上荷役・運搬作業員 1,128 754倉庫作業員 1,083 755配達員 1,128 756荷造作業員 1,015
76清掃の職業 N=33	1,019円	1,088円	1,043円	0.3円	①: 15% ②: 85%	76清掃の職業 1,043 761ビル・建物清掃員 984 762ハウスクリーニング作業員 1,100 763道路・公園清掃員 1,097 764ごみ収集・し尿汲取作業員 1,071 765産業廃棄物収集作業員 1,134 769その他の清掃の職業 1,133
77包装の職業 N=37	957円	1,065円	953円	5円	①: 0% ②: 100%	77包装の職業 953 771製品包装作業員 953 779その他の包装の職業 944
78その他の運搬等の職業 N=46	1,053円	1,132円	1,051円	5円	①: 2% ②: 98%	78その他の運搬等の職業 1,051 781選別作業員 1,052 782軽作業員 1,051 789他に分類されない運搬等 1,043

(注1) 「職業分類」は、平成23年改定「厚生労働省編職業分類」に基づく中分類。

(注2) 労使協定書に職業分類の小分類のみ記載しているものは、中分類の額とみなして計上。

また、労使協定書に小分類が複数記載されているものは、その平均額を中分類の額とみなして計上。

(注3) 労使協定書に賃金構造基本統計調査の職種が記載されているものは、対応すると考えられる職業安定業務統計の職業区分(中分類)において集計。

(注4) 各労使協定書について、以下の手順で集計。

① 労使協定書に記載されている基準値(0年)の協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)を確認。

② 地域指数を全国(100.0)に換算した額を計算。

※例えば、北海道で1,200円の場合、 $1,200円 \div 0.92$ (地域指数) = 1,304円として集計する。

③ ②で計算した額を各労使協定書の協定対象派遣労働者の賃金額の下限額として集計。

地域指数は、令和元年7月8日付け職発0708第2号「令和2年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)の第2の1の③の「地域指数」をいう。通達別添3「平成30年度職業安定業務統計による地域指数」を参照。

(注5) 「平均額」は、標本とした各労使協定書に記載されている協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)を(注4)の②のとおり地域性を除去した上で、加重平均したもの。

(注6) 「一般賃金水準との差額の平均値」は、標本とした各労使協定書に記載されている協定対象派遣労働者の賃金額(下限額)と「一般賃金水準」の差額を地域性を除去した上で、加重平均したもの。

(注7) 「賃金構造基本統計調査①と職業安定業務統計②等の使用割合」は、基本給・賞与・手当等を労使協定に定めるに当たって、職種別の基準値として選択した統計調査等の使用割合をいう。①は、通達別添1「平成30年賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金(時給換算)」を表し、②は、通達別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」を表し、「独自」とは、通達の第5に基づく独自統計等を表す。

また、一つの職業分類で①、②等を併用している労使協定書は①、②等のいずれにも集計していないため、①、②等の割合の合計が100%となっていない職業分類もある。

(注8) 「(参考)」は、通達別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」において対応する職業別の基準値(0年)を抜粋したもの。

(注9) 必要サンプルサイズを満たしていない職業等は、「—」と表示

3 能力・経験調整指数の選択状況

能力・経験調整指数の選択状況	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	0.5年	21年以上	その他
選択の割合 (N=260)	95.4%	35.0%	27.7%	76.5%	46.5%	72.7%	14.6%	6.5%	0.0%	5%

(注1) 能力・経験調整指数は、通達の第2の1の②の「能力・経験調整指数」をいう。

(注2) 抽出された各事業所について、労使協定書に記載されている能力・経験調整指数を確認。1年、10年など、各能力・経験調整指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出。

「能力・経験調整指数〇年を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注3) 「その他」は、通達においては、能力・経験調整指数「0年」、「1年」、「2年」、「3年」、「5年」、「10年」、「20年」を示しているが、労使の判断により「4年」、「7年」、「15年」などを推計して、指数として使うことも可能としており、これらを選択している事業所が含まれる。

4 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況	通勤手当 (実費)	通勤手当 (定額支給)	合算により 支給	不明
選択の割合 (N=302)	88.4%	5.0%	3.6%	3.0%

(注1) 「合算により支給」は、通勤手当相当分を、時給額等に含めて支払っている場合などが含まれている。

(注2) 「不明」は、例えば、労使協定においては「通勤手当の支給は賃金規程による」と記載があるが、賃金規程の提出がなかった事業所などが含まれている。

(注3) 抽出された各事業所について、「労使協定書に通勤手当（実費/定額支給/合算）に関する記載がある事業所数／抽出された事業所数（有効）」を計算し、算出。

5 退職金の支給状況

退職金の支給状況	退職金制度の方法	退職金前払いの方法／合算	中小企業退職金 共済制度等への 加入の方法	その他
選択の割合 (N=302)	36.4%	52.3%	6.3%	5.0%

(注1) 退職金は、通達の第2の3により、次の選択肢1から3のいずれかを労使の話し合いで選択する方法又は通達の第3の4による合算の方法によることとしている。

選択肢1 退職金制度に基づいて退職金を支給する方法（退職金制度の方法）

選択肢2 退職金の費用を毎月の賃金等で前払いする方法（退職金前払いの方法）

選択肢3 中小企業退職金共済制度や確定拠出年金等に参加する方法（中小企業退職金共済制度等への加入の方法）

(注2) 抽出された各事業所について、労使協定書の退職金に係る記載を確認・集計したもの。

「選択肢〇（合算）を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注3) 「その他」には、選択肢2と選択肢3の併用などが含まれる。

6 賃金の改善（法第30条の4第1項第2号ロ）の状況

賃金の改善の状況	高度な就業機会	昇給	別手当の支給	その他
選択の割合 (N=276)	75.7%	48.2%	39.9%	9.8%

(注1) 標本事業所の各事業所について、労使協定書の賃金の改善（労働者派遣法第30条の4第1項第2号ロ）に係る記載を確認・集計したもの。

「高度な就業機会（昇給／別手当の支給／その他）を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 以下の考え方にに基づき、集計している。

「高度な就業機会」：派遣労働者の勤務評価の結果、派遣労働者の能力の向上等があり、より高度な業務を行うことができる認められた場合に、より高度な業務に係る派遣就業機会を提供するなど。

「昇給」：派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上等があった場合に、基本給・手当額自体を増額するなど（号俵を上げる場合など）。

「別手当の支給」：派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上等があった場合に、例えば、基本給額・手当の1～3%の範囲で追加の能力手当を支給するなど。

「その他」：賞与の中で反映する事業所や「昇給は賃金規程による」等と記載があるが、賃金規程等の提出がなかった事業所などが含まれる。

7 締結主体・有効期間

締結主体	労働組合	過半数代表者
割合 (N=302)	5.3%	94.7%

有効期間	1年	2年	3年以上	その他
割合 (N=302)	68.9%	27.5%	2.6%	1.0%

(注1) 抽出された各事業所について、労使協定書の締結主体及び有効期間に係る記載を確認・集計したもの。

「労働組合（過半数代表者）と締結している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

「有効期間（1年／2年／3年以上／その他）別の事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 「その他」には、「6ヵ月」や「1年6ヵ月」などが含まれる。

(注3) 労使協定書については、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と締結することとなっている。

(注4) 有効期間については、画一的な基準を設けていないが、目安として2年以内とすることが望ましいとしている。